平成２１年（フ）第４５４号
長野市若里５丁目９番５号
破産者　清水　仁美
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５９号
長野市上松２丁目３番12号
破産者　富井　一義
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
名古屋市緑区黒沢台３丁目1003　ハイツ香蘭１Ｅ、住民票上の住所岐阜県大垣市北方町３丁目714番地
破産者　大野　　稔
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第９７３号
島田市金谷猪土居3244番地の１、旧住居表示島田市金谷3244番地の１
破産者　赤堀　　裕
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６号
静岡県島田市中溝町1728番地の１
破産者　中川　優美
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７９号
静岡県焼津市岡当目186番地の１
破産者　伊藤　繁樹
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４１９号
京都市西京区樫原芋峠15番地１　ＺＥＰＨＹＲ21　415号
破産者　田中　義春
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４２０号
京都市西京区樫原芋峠15番地１　ＺＥＰＨＹＲ21　415号
破産者　田中ゆみ子
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
兵庫県西脇市黒田庄町黒田1421番地
破産者　伸和工業こと　藤原　輝吉
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第６１９号
愛媛県松山市鴨川１丁目９―20　ＵＫＥＮＡ鴨川405号室、住民票上の住所愛媛県松山市鴨川２丁目６番24号
破産者　馬越　明光
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７１号
熊本県熊本市尾ノ上３丁目13―50、開始決定時の住所福岡県大牟田市曙町８番地19
破産者　上田　英治
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１２６２号
千葉市若葉区都賀の台２丁目７番16号
破産者　得丸　結子
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１９年（フ）第１３１号
山形県酒田市宮野浦１丁目22番12号
破産者　両羽建設株式会社
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所酒田支部

平成２０年（フ）第１４４２号
鹿児島県熊毛郡南種子町中之上1700番地158、開始決定時の住所千葉市花見川区畑町446番地58　パイロットハウス新検見川311号
破産者　鈴木　智毅
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７３４号
千葉県八千代市緑が丘３丁目１番地６　リーセントヒルズＢ―1101、開始決定時の住所千葉県八千代市ゆりのき台３丁目４番地　エルプレシア502号
破産者　田中　　勲
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２４号
愛媛県四国中央市豊岡町長田1018番地の２
破産者　有限会社潮見米穀店
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１３７号
愛媛県西条市福武甲471番地６
破産者　有限会社北四国ヤングビーナス
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２４０号
福岡県久留米市山川町388番地２
破産者　株式会社ＩＴＡ
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部